

第38回宍粟市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成22年12月22日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月22日 午前9時30分宣告（第6日）

議事日程

- | | | |
|-------|-------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 27号議案 | 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 28号議案 | 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 第 71号議案 | 波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更について |
| 日程第 3 | 第 72号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第 4 | 第 73号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号） |
| | 第 74号議案 | 平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 所管事務等調査について | |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|-------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 27号議案 | 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 28号議案 | 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 第 71号議案 | 波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更について |
| 日程第 3 | 第 72号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第 4 | 第 73号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号） |
| | 第 74号議案 | 平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 所管事務等調査について | |
-

応 招 議 員 (2 0 名)

出 席 議 員 (2 0 名)

1 番 岸 本 義 明 議 員	2 番 寄 川 靖 宏 議 員
3 番 高 山 政 信 議 員	4 番 秋 田 裕 三 議 員
5 番 西 本 諭 議 員	6 番 岡 崎 久 和 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 大 倉 澄 子 議 員	1 0 番 實 友 勉 議 員
1 1 番 大 上 正 司 議 員	1 2 番 木 藤 幹 雄 議 員
1 3 番 山 下 由 美 議 員	1 4 番 岡 前 治 生 議 員
1 5 番 山 根 昇 議 員	1 6 番 藤 原 正 憲 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 岩 路 昭 美 議 員
1 9 番 小 林 健 志 議 員	2 0 番 岡 田 初 雄 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 畑 中 正 之 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 長 尾 紀 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君
一 宮 市 民 局 長 西 山 大 作 君	波 賀 市 民 局 長 山 本 久 男 君
千 種 市 民 局 長 山 本 繁 君	企 画 部 長 伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長 清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長 大 谷 司 郎 君
健 康 福 祉 部 長 秋 武 賢 是 君	産 業 部 長 平 野 安 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 上 田 学 君	土 木 部 長 神 名 博 信 君
水 道 部 長 米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長 福 元 晶 三 君
総 合 病 院 事 務 部 長 広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長 野 崎 信 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

今日は冬至ということだそうでございますが、随分暖かい冬至ということになっております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第27号議案～第28号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当議案は、去る9月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託し、9月21日の本会議で継続審査となったものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） おはようございます。

それでは、委員会の審査報告を申し上げます。

平成22年9月6日に審査付託があり、閉会中の継続審査となっておりました第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例については、平成22年12月15日までの産業建設常任委員会において継続して審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

この間、関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としましては、旧山崎町地区を除く簡易水道料金及び市内の下水道料金、人頭制区域の料金を平成23年4月1日より改定するというものであります。

現行料金は、合併前の料金をそのまま新市に受け継いでおり、合併協議会の中で5年を目途に調整することとされております。今回の提案は、公共料金審議会に諮問し、料金改定の答申を受け、同一料金による同一サービスの提供や下水道事業の独立採算制の確立の観点から、旧一宮町の料金水準並みに統一するという内容であります。

上下水道料金の値上げは、市民生活に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、市民への説明、周知が十分になされておらず、理解が得られていないため、現時点で議決すべきでないとの閉会中の継続審査になっておりました。

この間、市の広報や行政懇談会、自治会長会などで説明がされ、その会議の内容、市民からの意見等の報告を受けました。それによりますと、住民の細部まで説明、理解が行き届いてないのが現実であります。また、今日の経済的不況の中で値上げで生活が大変になる、また旧千種町域では水道建設の際の説明と違うなどの意見もあります。住民への説明の不十分、説明されていても理解されていないことから、当局にはさらに丁寧な説明をし、住民に十分な理解をしてもらえるよう申し添え、本2議案については、なおよく慎重審議するため、全会一致で継続審査とした次第であります。

また、本委員会でも年を明けてから早い段階での結論を出していきたい。このような決意でございますので、以上のことも踏まえまして、本2議案について継続審査とすることについて報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑・採決は分割して行います。

まず、第27号議案について、質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。第27号議案の簡易水道の料金改定の関係でありますけれども、昨日の議員協議会で12月15日付の産業建設常任委員会の資料が一昨日ですか、配られましたけれども、その中で、一つは、平成29年度の波賀・千種ピーク時の簡易水道の収支状況ということで改定後の料金、現行料金というふうなことが書かれております。それで、当然過疎債と簡易水道事業債が使われておりますから、特に過疎債は償還年限が15年というふうなことで短いので、それが重なる時期というのは、この前も申し上げたと思うんですけれども、特に千種の場合は2億2,000万円を超えるような金額になります。それにしても、過疎債と簡易水道事業債ですから、当局の説明にもありましたように、約6割については地方交付税から措置されているということで、実質的な部分というのは9,000万円余りになるんじゃないかなというふうなことも申し上げました。

そういうことで考えますと、ピーク時だけをこういうふうに取り上げるのではな

くて、簡易水道事業債であれば約30年の償還年限があつて、その償還年限のずっと平均値をもとに、こういうふうな収支状況の資料というのは、ピーク時の分も当然必要でありますけれども、平均的にはどうなるのかということについても是非出していただく必要があるんじゃないかなと思います。その点、いかがだったのか、お聞かせください。

それと、個別料金の場合の資料も出ておりますけれども、この個別料金についてもそれぞれありますように、今回値上げをして、高料金対策の交付金が入る基準まで値上げしたとしても、赤字の補てん額というのが現行料金から比較すると、ピーク時には約1億減るといふふうな内容になっておりますけれども、この個別料金を算出された前提としては、一般会計からの繰入金がどういふふうな前提でこの個別料金を算出されておるのか。その結果的には一般会計からの繰入金をどうするかということで、この個別料金というのは大きく変わってきますので、そのあたりの前提条件がどうなっておったのか、そのあたりわかっておりましたら説明いただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、当日の委員会も特別の日程を設定しまして各議員の傍聴を求めました。傍聴されてなかったことが非常に残念だと思いますけれども、起債償還の関係等につきましても詳細な資料を出してもらっております。それからまた個別料金についても、高料金対策の水準まで引き上げをしていくということですのでございますので、今後予想される高料金対策についても当局の予測見込みについて出されて慎重審議をいたしております。

また、委員の御指摘の内容につきましては、また今後の委員会審査の中で生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。傍聴してなかったからわからない点があるのかもしれないけれども、そういう点で当局が今まで出してきた資料の中で、料金の値上げの水準の一つの根拠として、高料金対策の交付金が入る水準にまで引き上げることが必要だといふふうなずっと当初からの資料にありますけれども、水道料金を考える際に大事なものは、市民にとって負担がどうかということであつて、市の財政状況を優先したような高料金対策の対象になる基準まで引き上げるかどうかと

いうふうなことが、今回の料金改定の基準として見るのはおかしいのではないかと私は思うんですけれども、そういうふうな議論はなかったですか。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 償還の関係とか、高料金対策の関係は別途資料がございますので、また事務局で入手をしていただいたらというふうに思います。

それから、委員御指摘の提案も含めて、そういった点でなかなか本委員会としても議決に至らなかったということがございますので、引き続き継続審査として市民の声も聞きながら、この金額で妥当なのかどうか検討しているところであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

第27号議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

続いて、第28号議案について質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。一般質問でも取り上げたんですけども、山崎は従量制と人頭制がとられているということで、先ほどの12月15日の資料にも掲載はされておりますけれども、一般家庭3人分の1カ月の料金は従量制では3,9

41円、人頭制では3,500円というふうなことで、400円の開きというふうなことになるかと思うんですけれども、一般質問でも申し上げましたように、ひとり暮らしの方を想定してみますと、恐らくひとり暮らしの方は通常であれば1,155円の基本的料金内でおさまっておりますけれども、一般の人頭制については1か月2,500円というふうなことで、2倍以上の開きがあるというふうなことも御指摘申し上げたんですけれども、その点については議論なかったですか。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） お答えします。

直接的には議論をいたしておりませんが、そういう御指摘もございましたので、慎重審議をしたいということで、継続審議扱いにしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

第28号議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2 第71号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第71号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更についてを議題といたします。

当議案は、去る１２月１７日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、１５番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、審査報告を申し上げます。

平成２２年１２月１７日に審査付託のありました第７１号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更については、平成２２年１２月１７日に、第１５回産業建設常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第１０４条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としましては、現在行われております工事に制御盤改造や配管等の改修工事、ネットフェンス工事、残土処分地の土砂流出防止工事を追加するものであります。これらの今後の維持管理経費の節減や操作の一元化を図るため、また安全管理に必要な工事であります。審査の結果、第７１号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更については、適切と判断し、全会一致で可決をいたしましたので、報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第72号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第72号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

当議案は、去る12月17日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務委員会の報告をさせていただきます。

日程第3、第72号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について、12月17日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、17日と20日に総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第72号議案については、平成12年度から21年度まで10カ年間、旧波賀町と旧千種町が過疎地域自立促進特別措置法による地域指定を受けていましたが、さらに今回、この法律が時限立法として、平成27年度までの6年間延長されたことによる計画策定であり、特に今回はソフト事業への充当が新設されました。

計画策定に当たっては、合併前の当該市町村のみを過疎地域と見なすとされ、本市では波賀町と千種町が該当となり、宍粟市の総合計画に示す基本構想、または広域的な経済社会生活圏の整備計画に適合するよう策定しなければならないとあり、さらに過疎対策に係る事業のみでなく、市町村振興という視点に立って必要となるべくすべての事業を記載することなどが示されており、これらの条件に沿って策定された計画となっております。

事業実施に当たっては、当該地域の皆様方の意見等を十分聞き、協議・調整を図るとともに、特に今回新設されたソフト事業の実施に当たっては、その新設された趣旨を十分理解し、地域と行政が知恵を出し合い、目的に沿った真に地域支援とな

る事業実施となるよう努力されることを申し添え、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

何とぞ我々委員会の決定に御理解を賜り、賛同いただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

18番、岩蔭昭美議員。

○18番（岩蔭昭美君） 岩蔭です。今、委員長のほうから報告を受けたんですが、特にソフト事業に重視をした事業推進を委員会として要望するという1行が加わっております。いろいろと御苦勞をいただいた結果の報告であったんですが、3点ほどについて、どういう審査が行われたかということをお尋ねをしたいと思います。

一つは、この当計画が上程をされまして、大変時間的に制約があった。施策の全分野にわたる過疎自立計画でありますので、大変な御苦勞もあつたらうと思えます。当局におかれましては、この計画の重要性ということをよく御認識であつたと思ひまして、全員協議会の場を借りて、全議員参加のもとに多くの副市長以下市長、教育長はおいでではありませんでしたが、皆さん方が御出席をいただき、議員の当自立計画案についての審査に御協力をいただいたところでもあります。しかしながら、時間的な制約があつたということは紛れもない事実でございます。特に60数億円にのぼる概算事業量のいわゆる財源とか、あるいは本市の財政上に及ぼす問題点、こういった部分については一歩も審査をすることができませんでした。特に、22年度から27年度にわたる間の過疎自立計画に係る事業概算が本市の財政上どういう問題をはらんでいるか。この事業案、概算事業量そのものを問題なく遂行していくについて、財政上の問題点はなかったかと。これが一番、過疎自立計画の達成を求める立場からも、また宍粟市の健全財政を考えていく上においても、重要な問題でございますので、この財政問題について協議がなされたかどうかということをお尋ねをします。

それから、二つ目は、これは市政の進め方、あるいはその基本となる計画案をつくっていく上においての基本的な問題点になるかと思うんですが、全員協議会の席においても再三当局の方々からも市の総合計画、特に今つくられようとしている

後期の基本構想の中で、この過疎自立計画そのものが大きな意味で位置づけられているんだと。そこの整合性の中で、この自立計画が置かれなければならないということを再三述べられましたし、私どもの立場からいたしましても、そうした総合計画の後期5年間の基本構想の中で、当然過疎地域における自立計画も進めていかなきゃならないということはよく理解をいたしております。しかしながら、現在、この後期計画は総合計画審議会というのが設置されて、現在、第3回の審査が行われたという段階にありまして、後期基本構想そのものはまだ策定されておられません。その整合性を保たなきゃならないという説明の中で、この自立計画も位置づけられているんですけども、この基本構想の策定と自立計画というのは並行審査、もしくはその中核となる後期の基本計画が策定された、それを受けながら審査をしていくのが妥当じゃないかと、このように私は思います。こうした意味におきまして、総合計画とこの当計画との関連性、このものについて、どのような審査が行われたのでありましょか、お尋ねをいたします。

それから、最後に、申すまでもないことですが、この過疎自立計画というのは、本市における旧4町の波賀、千種の北部地域と一宮、山崎の南部の間に現にある各分野における格差の是正ということが、この自立計画の骨格になるべきものがあります。市当局が進められていかれる一般施策と波賀・千種区域との格差を是正するというこの当計画について、明確な区分というものがなくてはならないだろうと。一般施策の中に過疎計画も混然一体となることは、これは当然でありますけれども、計画自体はやはり北部、南部の現にある格差をどのように当過疎地域の自立促進計画の中に位置づけていくか、あるいは抜き出していくかと、あるいは総合計画の中にどう加えるかということが過疎計画の骨格であろうかと思うんですが、こうした点について当局の明快な説明、あるいは意識が求められるんですが、この点についての審査はどういうことであつたか。

以上、3点についてお尋ねをするものであります。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいま3点につきまして御質問いただきました。

まず最初に、お答えしたいんですけども、17日の本会議におきまして、先ほど申しましたように上程があり、総務文教常任委員会に付託されました案件でございますが、当日、本会議終了後、委員会を開催して質疑していただきました。その中

で、20日に全員協議会が開催され、この案件につきまして全議員で当局のほうも幹部の出席のもと審議するというごさいましたので、委員会としましては説明を受け審査はさせていただきましたが、20日の協議会で皆さんとともにたくさんの意見が出される中で審査していただいたことが中心ではなかったかなと思っております。ただ、私としましては、総務文教委員の皆さん方に対しまして、付託された案件を協議会でということはどういうことだと言っておしかりを受けるんじゃないかと心配しておったんですが、ちょっとその点この席を借りましておわびをしておきたいなと思うたりしております。

ただいまの御質問なんですけども、まず1点目の財政上の問題点はなかったかという趣旨ではなかったかなと思うんですが、御承知のとおり、私が承知しておりますのでは、過疎債といえども市の負担が3割は要するというようなことをごさいますので、そういったことを十分念頭に持って事業計画をすべきじゃないかなというふうに思いますし、意見としても出されました。そして、その答弁といたしましては、今後予算編成だとか、あるいはまた総合計画の後期計画を進める中で、そういった財政的なことも十分考慮して対応していきたいというような回答をいただいたように認識しております。

それから、2番目の市政の進め方としまして、総合計画の後期計画などとの整合性はどういうことになっておるんかと、そういったことを強く言われたがどうなっておるんだという質問だったかなと思うんですが、この点についても、この策定に当たっては総合計画などと十分調整を図って策定するということになっておるようでごさいまして、それはいたし方ないかなと思うんですが、その中で委員の中からは、この過疎計画の審議もさることながら、これだったら総合計画の審議をもっとやるべきじゃなかったんかなというふうな意見も出されていたような状況でごさいます。

さらに、3点目の北部と南部の格差是正がこの過疎自立促進法の骨格じゃないかというふうな御質問でなかったかなと。そして、一般施策と過疎地域との格差を明確にされたかどうかというふうな趣旨の御質問だったかなと思うんですが、私も質問しましたし、そういった観点から質問された議員もおられました。当局としまして、南部と北部とに、こういったことで大きな格差がありますというような明快な回答はいただかなかったと思っております。

総体しまして、先ほど私委員長報告で申し上げましたように、この過疎法の指定を受けるためには二つほどの条件があって、市の総合計画などを中心に十分整合性

を図って計画を立てよというふうなことがあるようでございますので、そういった観点から、今回、そういう計画が立てられ、さらに過疎地域のみだけでなしに、市全体的な中長期的な計画となっているんじゃないかなと思ったりしております。その中には、財政負担などのことについても十分配慮されているのかなと認識させていただいております。

附帯決議じゃないんですけども、附帯条件としまして、新しくできるソフト事業につきましては、今後十分地域住民の皆さんと協議を重ねる中で、変更も視野に入れた対応をしていただきたいというふうなことで、委員会を開催させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第73号議案～第74号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第74号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までを議題といたします。

当議案は、12月17日の本会議でそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

日程第4、第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）について、12月17日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会の所管に関する部分について審査付託がありましたので、17日と20日に総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第73号議案のうち総務文教常任委員会の所管に関する部分については、国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に係るきめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金2億200万円による広域避難所整備工事、文化財の修繕工事、公共施設の改修工事、小・中学校へのペレットストーブ導入、また、過疎対策事業債による子育て支援や学童保育事業、さらに、自主防災組織緊急育成支援事業などの財源変更などが主なものとなっており、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） 失礼します。

それでは、第73号議案並びに第74号議案の審査報告をいたします。

平成22年12月17日に審査付託のありました第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分及び第74号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）について、平成22年12月17日及び12月20日に民生生活常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分について、歳入の主なものは地方交付税、緊急総合経済対策交付金であります。民生生活常任委員会に係る歳出の主なものは、病院事業会計への繰出金3,000万円、子宮頸がん、ヒブワクチンなどの予防接種補助費756万4,000円であります。そのほか経済対策交付金などに伴う財源変更であります。

続きまして、第74号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）について、歳出は、外来また入院患者への2次感染予防対策として病院内外に発熱外来診療室と感染対応救急処置室の改修整備を行うものであります。

第73号議案、第74号議案ともに適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、審査報告を行います。

平成22年12月17日に審査付託のありました第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分については、平成22年12月17日に、第15回産業建設常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。主な内容としては、国の円高・デフレ対応のための緊急総合対策に係るきめ細やかな臨時交付金事業で、観光施設改修事業、有害鳥獣対策事業、また過疎対策事業で過疎債が適用になったことで、当該地域の道路修繕事業、地籍調査事業等の財源を変更するものであります。

審査の結果、第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分については、適切と判断し、全会一致で可決いたしましたので、報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第73号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第73号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第74号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第74号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 所管事務等調査について

○議長(岡田初雄君) 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決して、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

所管事務調査等については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、これをもつ

て閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第38回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。

大変どうも御苦勞さまでございました。

第38回宍粟市議会定例会を閉会するにあたり、一言御あいさつを申し上げます。

師走12月、何かと心せわしい年の瀬であります。12月は年満月とも言います。1年の終わりに、これまでの汗の一つ一つが、苦勞の一つ一つが満ちてくるということの意であります。それぞれに年の初めの1年の計、市民の皆様はもとより、議員各位、市当局の皆様方にとっても年満月となっていますことと御推察し、心からお喜びを申し上げます。

さて、今期定例会には13件の決算認定、条例の制定・改定5件、補正予算5件等重要な案件が提案され、慎重な審議の結果、可決されましたが、御案内のとおり9月議会に継続審議となっておりました上下水道の料金改定案につきましては、今期議会においても継続審議となりました。当然のことですが、議会に求められる責任の重さはますます大きくなることは御案内のとおりでございます。今日をもって、さらに議員各位、とりわけ産業建設常任委員会の皆様の真摯な議論が不可欠であることは申すまでもございません。よろしくお願いを申し上げます。

市内外ともにさまざまなことがあった平成22年でございました。とりわけここ数年議会を巻き込みながら宍粟市政を混乱させてきましたし尿処理問題も検討委員会の調査報告書が提出され、市としてのけじめだけは、つきつつあるのではないかと感じております。田路市長をはじめ市の幹部職員の決然とした対応を期待してやみません。ただ、報告書にありましたように、その解明に新しいものが見つからず、結果だけを見ますと、これまで議会、当局ともども取り組んでまいりました調査等の結果を大きく異なるものではありませんでした。改めてその解明の難しさを知らされました。

議会は、議員は、その都度、与えられました職責の中で、それぞれにその思いを訴えながら判断をいたしてまいりました。私は、そのときのその判断に同意、あるいは異論、見解の違いはあったとしても、その結論が議会の総意であると信じております。おしかりを受けると存じますが、報告の中にありました私ども議会、あるいは議員への提言、市当局への提言等、それぞれにその思い、考え方、捉え方の違い、当然のことです。互いにその受けとめ方に違いはあると存じますが、ひ

たすら議会は、議員はこれまでを省みながら、今後とも市民の皆様の声を真摯に受けとめ、粛々と与えられました職責にお一層権威・権能・見識を高め、さらに格調の高い議会にいたさねばと思うところでございます。

私はもちろんでございますが、人は愚かなものでございます。されど愚かなことを正すことができるのもまた人でございます。是非ご叱責をお願い申し上げます。

議会改革の熱い思いから、「議会は変わる」を声高に訴えてまいりました議会基本条例の制定もいよいよ大詰めを迎えてまいりました。あわせて当局の進められています自治基本条例も時同じく、その時を迎えています。今まさに行政、議会ともに新しいまちづくりの基本となるべく二つの条例の制定に知恵、知識を惜しむことなく、全力で取り組まなければと思うばかりでございます。

めぐり来る新しい年には、少子高齢化や過疎化といった負の要素を払拭する輝かしく明るい宍粟市の建設に向けた議論を二元代表制のもと、展開いたしたいものがあります。

結びに、この定例会に寄せられました議員各位のまちづくりの思い、それぞれにその真意を訴えられてまいりました。この間、市長以下当局には、その答弁にも同じ思いの熱意と真摯な姿勢に感謝の誠をささげるものでございます。あわせて議員の思いは、その発言は、市民の思いと受けとめられることを心からお願いし、よいお年をお迎えになられることをお祈りしながら、閉会の言葉といたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第38回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたり、一言御あいさつやらお礼を申し上げます。

今年も残り10日となり、何かと気ぜわしいころとなりました。また、今月に入りましてから冷え込みも一段と厳しくなっております。この年末年始については、平年に比べて曇りや雪の日が多いとの気象予報がされているところでありますが、先日、16日には、ばんしゅう戸倉スノーパークのスキー場、20日には、ちくさ高原スキー場のスキー場開きがあり、それぞれ降雪に恵まれ、今シーズンが賑わいに満ちた運営が図られるよう、祈念したところであります。

さて、恒例の今年の世相をあらわす漢字として「あつい」をあらわす「暑」が清水寺で発表されました。確かに今年の夏は記録的な猛暑となり、全国で多くの方が熱中症となりました。また、猛暑に加えて、昨年台風被害も関係していると思われませんが、木の実類が不作となり、クマが出没・発見される件数も例年以上となりました。子どもさんをはじめ多くの方が不安な毎日を過ごされたこととお

ります。

一方では、市内唯一のゴルフ場である千種カントリークラブでは、今年の夏は例年以上の入場者で賑わったとのことで、夏の涼しさも宍粟の地域資源の一つであることが再確認できたと思っているところでもあります。

今年の宍粟市10大ニュースの発表はもう少し後になりますが、やはり今年の最も大きな出来事として兵庫木材センターの竣工と平成24年4月からの千種小学校の開校の決定であると思います。

兵庫木材センターの竣工は、林業の再生・自立をはじめ、雇用の場の確保、森林の持つ公益的機能の維持など、林業のみならず地域活性化の起爆剤ともなる役割を期待しているところでもあります。

また、千種小学校の開校の決定は、市が取り組む学校規模適正化推進計画の最初の具体的な事例となるもので、その決定に至るまでの学校規模適正化千種地区協議会並びに地域の皆様の御労苦に対して、改めて敬意を表するところでもあります。

多くの小学校で小規模化が進んでいる中、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備のため、幼保一元化とともに、学校規模適正化計画を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、去る11月30日に開会されました第38回宍粟市議会定例会も、岡田議長、小林副議長をはじめ議員の皆様の御精励により、今定例会に上程いたしました全議案について、滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、継続審議となっておりました簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例と宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例については、今定例会で採決に至らず、さらなる継続審議とされたことは残念な決定になったと思っておりますが、早急に御指摘をいただきました点について、理解を得る努力をしてみたい所存でございます。

公平でない一般財源の赤字補てんの継続や、現在の料金体制での国の高料金対策を望めない状況が続くということになれば、財政状況の厳しい宍粟市において持続可能な行財政の構築に向けた取り組みを後退させるとともに、市民の皆様にも負担の公平感を大きく損なう状況が続くこととなります。

また、一部御指摘をいただいております旧町ごとの運営試算では、現在、低料金となっている波賀・千種は、近い将来に他の地域と比べ、かなりの増額になることもお示しをいたしたところでもあります。住民負担と税の公平性の是正は、できる限り早期に行わなければならないことであることから、次期市議会において適切な判

断をしていただきますよう、お願いをいたすところであります。

終わりにになりましたが、議員の皆様には御健勝にて新春を迎えていただき、宍粟市の発展に向けて、より一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する議員各位の御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会のあいさつ、そしてまたお礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

(午前10時24分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 寄 川 靖 宏

宍粟市議会議員 高 山 政 信